住民税給与特別徴収

納期の特例申請についての注意事項

納期の特例制度を申請される事業所・事業主につきましては、 以下の注意事項を確認、了解のうえで申請をお願いいたします。

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者の人数が**常時10人未満**である必要があります。

※「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということです。例えば、多忙な時期において臨時に雇い入れた者があるような場合は、その数を除いた人数が10人未満であるということです。

- 2. 1に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、富士河口湖町長に申請し、その承認を受ける必要があります。申請には別紙の申請書に必要事項を記入のうえ、下記提出先までご持参又はご郵送ください。
- 3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与又は退職手当等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することとなります。

6月から11月までの支払い分

12月10日まで

12月から翌年5月までの支払い分

6月10日まで

※納入期限日が祝祭日の場合はその翌日、土曜日はその翌々日となります。

- 4. 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者が常時10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく富士河口湖町長に届け出なければなりません。
- 5. 滞納や著しい納付遅延があるような場合については、**納期の特例の承認を受けられない**場合があります。
- 6. 滞納や著しい納付遅延があり、特別な理由が存在する場合には、その理由を記入してください。
- 7. この承認を受けましても、滞納や納付又は納入の遅延等をされますと、この**納期の特例の承認を取り消す**場合がございますので、特にご注意ください。
- 8. 何かご不明な点等ありましたら下記までお問い合わせください。

7401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 富士河口湖町役場 税務課 住民税係 直通電話:0555-72-1113